

利用料金表
(令和5年4月1日現在)

【介護保険の法定利用料および利用者負担】
※サービス単価（仙台市地域単価）：10.42円

1. 保健師、看護師による訪問

時間	介護給付費 単位数	特別地 域訪問 加算	サービス提 供体制強化 加算（I）	利用者負担金 （1割）	利用者負担金 （2割）	利用者負担金 （3割）
20分未満（要介護）	313単位	基本サー ビス費の 15% （1回ご と）	6単位 /回	381円	763円	1144円
30分未満（要介護）	470単位			570円	1140円	1710円
30分から1時間未満 （要介護）	821単位			990円	1980円	2970円
1時間以上1時間半未満 （要介護）	1125単位			1355円	2710円	4064円
20分未満（要支援）	302単位			368円	736円	1104円
30分未満（要支援）	450単位			546円	1092円	1638円
30分から1時間未満 （要支援）	792単位			956円	1911円	2867円
1時間以上1時間半未満 （要支援）	1087単位			1309円	2617円	3926円

早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）は25%増となります
 ※1月以内の2回目以降の早朝・夜間の緊急時訪問について算定

時間	介護給付費 単位数	特別地 域訪問 加算	サービス提 供体制強化 加算（I）	利用者負担金 （1割）	利用者負担金 （2割）	利用者負担金 （3割）
20分未満（要介護）	391単位	基本サー ビス費の 15% （1回ご と）	6単位 /回	475円	950円	1425円
30分未満（要介護）	588単位			711円	1421円	2132円
30分から1時間未満 （要介護）	1026単位			1236円	2472円	3708円
1時間以上1時間半未満 （要介護）	1406単位			1691円	3382円	5073円
20分未満（要支援）	378単位			460円	919円	1379円
30分未満（要支援）	563単位			681円	1361円	2042円
30分から1時間未満 （要支援）	990単位			1193円	2386円	3579円
1時間以上1時間半未満 （要支援）	1359単位			1634円	3269円	4904円

深夜（22時～6時）は50%増となります
 ※1月以内の2回目以降の深夜の緊急時訪問について算定

時 間	介護給付費 単位数	特別地 域訪問 加算	サービス提 供体制強化 加算（I）	利用者負担金 （1割）	利用者負担金 （2割）	利用者負担金 （3割）
20分未満（要介護）	470単位	基本サー ビス費の 15% （1回ご と）	6単位 /回	570円	1140円	1710円
30分未満（要介護）	705単位			852円	1703円	2554円
30分から1時間未満 （要介護）	1232単位			1483円	2965円	4448円
1時間以上1時間半未満 （要介護）	1688単位			2029円	4057円	6086円
20分未満（要支援）	453単位			549円	1098円	1648円
30分未満（要支援）	675単位			815円	1630円	2445円
30分から1時間未満 （要支援）	1188単位			1430円	2860円	4289円
1時間以上1時間半未満 （要支援）	1631単位			1961円	3922円	5883円

2. 准看護師による訪問

※保健師、看護師による訪問の所定単位数の90%で算定

時 間	介護給付費 単位数	特別地 域訪問 加算	サービス提 供体制強化 加算（I）	利用者負担金 （1割）	利用者負担金 （2割）	利用者負担金 （3割）
20分未満（要介護）	282単位	基本サー ビス費の 15% （1回ご と）	6単位 /回	344円	688円	1031円
30分未満（要介護）	423単位			513円	1025円	1538円
30分から1時間未満 （要介護）	739単位			892円	1784円	2676円
1時間以上1時間半未満 （要介護）	1013単位			1220円	2440円	3660円
20分未満（要支援）	272単位			332円	664円	997円
30分未満（要支援）	405単位			492円	984円	1476円
30分から1時間未満 （要支援）	713単位			860円	1721円	2582円
1時間以上1時間半未満 （要支援）	978単位			1179円	2357円	3536円

早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）は25%増となります
 ※1月以内の2回目以降の早朝・夜間の緊急時訪問について算定

時 間	介護給付費 単位数	特別地 域訪問 加算	サービス提 供体制強化 加算（I）	利用者負担金 （1割）	利用者負担金 （2割）	利用者負担金 （3割）
20分未満（要介護）	353単位	基本サー ビス費の 15% （1回ご と）	6単位 /回	430円	859円	1288円
30分未満（要介護）	529単位			639円	1279円	1919円
30分から1時間未満 （要介護）	924単位			1113円	2227円	3341円
1時間以上1時間半未満 （要介護）	1266単位			1524円	3047円	4571円

20分未満 (要支援)	340単位	と)		413円	827円	1241円
30分未満 (要支援)	506単位			612円	1225円	1838円
30分から1時間未満 (要支援)	891単位			1075円	2149円	3223円
1時間以上1時間半未満 (要支援)	1223単位			1472円	2943円	4414円

深夜（22時～6時）は50%増となります

※1月以内の2回目以降の深夜の緊急時訪問について算定

時 間	介護給付費 単位数	特別地 域訪問 加算	サービス提 供体制強化 加算（Ⅰ）	利用者負担金 （1割）	利用者負担金 （2割）	利用者負担金 （3割）
20分未満 (要介護)	423単位	基本サー ビス費の 15% (1回ご と)	6単位 /回	513円	1025円	1538円
30分未満 (要介護)	635単位			767円	1534円	2301円
30分から1時間未満 (要介護)	1109単位			1335円	2670円	4005円
1時間以上1時間半未満 (要介護)	1520単位			1827円	3655円	5483円
20分未満 (要支援)	408単位			495円	990円	1485円
30分未満 (要支援)	608単位			735円	1470円	2204円
30分から1時間未満 (要支援)	1070単位			1289円	2578円	3867円
1時間以上1時間半未満 (要支援)	1467単位			1765円	3529円	5293円

3. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問

※1回20分とし、1週間に6回を限度とします、3回以上は所定単位数の90/100

(要介護)、所定単位数の50/100(要支援)で算定

※(要支援)

利用開始日の属する月から12月超えた場合は、1回につき5単位を減算

時 間	介護給付費 単位数	特別地 域訪問 加算	サービス提 供体制強化 加算（Ⅰ）	利用者負担金 （1割）	利用者負担金 （2割）	利用者負担金 （3割）
1回(要介護)	293単位	基本サー ビス費の 15% (1回ご と)	6単位 /回	358円	715円	1073円
2回(要介護)	586単位			715円	1480円	2189円
3回(要介護)	792単位			968円	2036円	2992円
1回(要支援)	283単位			345円	690円	1035円
2回(要支援)	566単位			691円	1432円	2116円
3回(要支援)	426単位			529円	1159円	1676円

4. 加算料金

項 目	単位数	利用者負担金 （1割）	利用者負担金 （2割）	利用者負担金 （3割）
緊急時訪問看護加算（月1回） ※1	574単位	598円	1196円	1794円
特別管理加算（Ⅰ）（月1回） ※2	500単位	521円	1042円	1563円
〃（Ⅱ）	250単位	261円	521円	782円

長時間訪問看護加算 ※3	300単位	313円	625円	938円
ターミナルケア加算（適応時） ※4	2000単位	2084円	4168円	6252円
看護体制強化加算（Ⅰ）（月1回） ※5	550単位	573円	1146円	1719円
看護体制強化加算（Ⅱ）（月1回） ※5	200単位	208円	416円	625円
初回加算	300単位	313円	625円	938円
退院時共同指導加算（月1～2回）	600単位	625円	1250円	1876円
看護・介護職連携強化加算 ※6	250単位	261円	521円	782円
複数名訪問看護加算（Ⅰ） ※7				
30分未満（1回につき）	254単位	265円	529円	794円
30分以上（1回につき）	402単位	419円	838円	1257円
複数名訪問看護加算（Ⅱ）				
30分未満（1回につき）	201単位	209円	419円	628円
30分以上（1回につき）	317単位	330円	661円	991円

※1 緊急時訪問看護加算の同意を得た方の場合、臨時訪問時の要した時間に応じ、訪問看護料金の1割又は2割、3割負担が生じます。

※2 特別管理加算は、厚生労働大臣が定める状態にある者（医療機器等を使用する者等）として定められている利用者に行われる管理のことで、

①特別管理加算（Ⅰ）在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態。

②特別管理加算（Ⅱ）在宅酸素療法指導管理を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等。

また、特別管理加算、緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

※3 長時間：特別管理加算対象者へ1時間半以上の訪問看護を行った場合に加算されます。

※4ターミナルケア加算はご自宅で行われる終末期の看護のことで、

※5看護体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）は、厚生労働省の基準に適した施設に対する加算です。

※6訪問介護職員等のたんの吸引等の業務が円滑に行われるよう、看護師が同行訪問、会議に出席した場合。

※7複数名訪問看護加算（Ⅰ）は2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合。

複数名方も看護加算（Ⅱ）は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合をいいます。

【介護保険法定外の利用料】

①交通費：通常の訪問看護地域以外の場合、交通費の実費をご負担していただきます。自動車を使用した訪問の場合、1km＝33円

②介護保険支給限度額を越えた訪問看護利用料は、10割負担となります。

③緊急時訪問看護加算に同意していない方の場合、緊急訪問の訪問看護料金は10割相当の法定利用料額とさせていただきます。

④死亡時の看護：死亡時のご遺体のお世話等 11,000円

⑤その他の費用：おむつ等を使用した場合、実費相当額をいただきます。

※ 訪問看護は医師の指示に基づいて実施されるものであり、1ヶ月～6ヶ月の有効期限とし『訪問看護指示書』が発行されます。その際、主治医の医療機関において利用者一部負担金が発生いたしますことをご了承ください。

（この料金表は、令和3年4月1日より、適用となります。）

訪問看護サービス利用料の加算に関する同意書

仙台ロイヤルケアセンター訪問看護ステーションは、在宅療養者およびその家族が安心して日常生活が送れるように支援するため下記の体制に関する届出施設です。

1. 特別管理加算

厚生労働大臣が定める状態等（※）にある方に対し、専門的な管理を行うものです。主治医が以下の指導管理料を算定している場合は加算の対象となりますのでご了承ください。なお、該当しない状態になった場合、翌月から加算は除外されます。

特別管理加算（Ⅰ）

- 在宅悪性腫瘍患者指導管理 在宅気管切開患者指導管理
気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態にある者

特別管理加算（Ⅱ）

- 在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛患者指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門・人工膀胱設置している状態の利用者 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

2. 緊急時訪問看護加算

- ご心配や不安等に24時間365日ご相談を受けられます
- 病状変化等により緊急訪問が必要な場合、居宅サービス計画外の訪問看護が可能です。必要な場合は、休日・夜間でも訪問します
- 利用者の公平を期すために同意された方だけのサービスとさせていただきますのでご了承ください。

※連絡方法等に関する詳細は、別に配布いたします

3. その他、必要な加算が生じた場合にはその都度ご説明し、ご了承をいただきます。

私は、上記の説明を受け、必要性を理解し了承いたしました。

1. 緊急時訪問看護加算に 同意します ・ 同意しません

令和 年 月 日

利用者 _____ 印

(代理人) _____ 印